

測量・建設コンサルタント等の  
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年4月16日  
(令和4年4月改定)  
大阪府都市整備部

## 路面下空洞調査委託における入札契約方法について

平成30年4月1日より一部の業務において、技術力を重視した入札契約方法を試行実施しておりましたが、令和3年4月1日以降に公告する大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）発注の路面下空洞調査委託につきましては、下記のとおり、技術実績（一定基準以上の空洞発見率）を全ての業務に適用することとしましたのでお知らせいたします。

### ■入札契約方法の概要

入札参加資格の業務実績に加えて技術実績（一定基準以上の空洞発見率）※を求めらる。

※一定基準以上の空洞発見率とは

「空洞発見率（二次調査における空洞発見数÷二次調査（スコープ調査）数）が、70%以上の業務実績を2件以上有するもの。」

### ■技術実績の確認方法

事後審査時において、別紙「技術実績証明書」により確認を行う。

問い合わせ先

都市整備部 道路室 道路環境課 環境整備グループ

TEL 06-6941-0351（内線 2923）

（契約制度に関するもの）

都市整備部 事業調整室 技術管理課 契約管理グループ

TEL 06-6944-6038（内線 2958）

〇〇第 〇〇〇号  
令和 年 月 日

## 技術実績証明書

〇〇〇〇〇〇株式会社 様

発注者 〇〇県〇〇土木事務所長

下記の業務委託において、以下の業務実績を有することを証明します。

業 務 名	
発 注 機 関	
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受 注 者 名	
業 務 概 要	
空 洞 発 見 率	%
注意事項 ※ 空洞発見率とは、二次調査における空洞発見数÷二次調査(スコープ調査)数をいう。	